11　上記10により課される措置は次の場合には適用されないことを決定する。

(a)　委員会が、人道上の必要性（宗教上の義務を含む。）を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合。

(b)　委員会が、免除が地域における平和及び安定の目的に資すると個別の案件に応じて決定する場合。

12　すべての加盟国は、下記15に従って委員会により指定される個人又は団体に対する、自国民による若しくは自国の領域からの又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、すべての種類の武器及び関連物資（武器及び弾薬、軍用の車輌及び装備、準軍用装備並びにこれらの予備部品を含む。）の直接又は間接の供給、販売若しくは移転、並びに軍事的活動若しくは武器及び軍事装備の供給、販売、移転、製造、維持若しくは使用に関連する、技術援助若しくは訓練、資金、及びその他の援助（投資、仲介若しくはその他の金融サービスを含む。）の直接又は間接の供給を防止するために必要な措置をとることを決定する。

13　すべての加盟国は、この決議の採択の日又はその後いつでも自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、下記15に従って委員会により指定される団体及び個人により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体により、直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを遅滞なく凍結することを決定し、また、すべての加盟国は、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる個人若しくは団体により、そのような個人又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。

14　上記13により課される措置は、関係加盟国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用しないことを決定する。

(a)　食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係加盟国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産又は経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから三作業日以内に否定的な決定を行わない場合。

(b)　臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係加盟国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合。

(c)　司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に効力を生じ、上記13に従って指定される者又は団体の利益のためではなく、かつ、関係加盟国により委員会に対し通知された場合。

15　上記10の規定は、委員会により次のとおり指定される個人（エリトリアの政治的及び軍事的指導者を含む。）に適用されること、並びに上記12及び13の規定は、委員会により次のとおり指定される個人及び団体（エリトリアの政治的及び軍事的指導者、政府及び議会の団体並びにエリトリアの領域の内外に居住するエリトリア国民が私有する団体を含む。）に適用されることを決定する。

(a)　上記5及び6により定める措置に違反する者。

(b)　地域を不安定化させることを目的とする、武装した反対集団へのエリトリアからの支援を提供する者。

(c)　ジブチに関する決議千八百六十二号（二千九年）の履行を妨げる者。

(d)　地域の他国又は他国の市民に対する暴力行為又はテロ行為を行う個人又は団体をかくまい、資金を供し、促進し、支援し、組織し、訓練し又は扇動する者。

(e)　監視団の調査又は作業を妨害する者。

16　すべての加盟国、特にエリトリアに対し、地域を不安定化し、又は、ジブチにおいて暴力及び国内争乱を扇動することを目的とする、アル・シャバーブを含む武装集団及びその構成員を武装させ、訓練し及び装備させることを停止するよう要求する。

17　エリトリアに対し、関連する決議に定める規定に沿って、委員会及びその他の制裁委員会、特に決議第千二百六十七号（千九百九十九年）に従い設立された委員会により指定される個人又は団体に対する渡航及びその他の形態の金融支援を促進することを停止するよう要求する。

18　次の追加の任務を遂行するため、委員会の任務を更に拡大することを決定する。

(a)　監視団の支援を得て、上記5、6、8、10、12及び13において課される措置の実施を監視すること。

(b)　上記15に規定される基準に従い、上記10、12及び13において課される措置の対象となる個人又は団体を指定すること。

(c)　上記11及び14に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。

(d)　その追加の任務を反映させるために指針を更新すること。

19　この決議により課される措置の実施を監視し及び報告を行い、並びに以下に定める任務を遂行するため、決議第千八百五十三号（二千八年）により再設置された監視団の任務を更に拡大することを決定し、また、事務総長に対し、拡大された監視団がその任務を遂行し続けることができるよう、追加の資源及び人員のための適切な枠組みを作るよう要請する。

(a)　違反に関するあらゆる情報を報告することを含め、上記5、6、8、10、12及び13において課される措置の実施の監視において委員会を支援すること。

(b)　委員会に提供される上記16及び17の実施に関するあらゆる情報を検討すること。

(c)　上記15に記述する委員会による個人及び団体の指定に関するあらゆる情報を安全保障理事会に対する報告に含めること。

(d)　これらの任務の遂行において、適当な場合に、他の制裁委員会の専門家パネルと調整を行うこと。

20　すべての加盟国に対し、上記5、6、10、12及び13に定める措置を実施するためにとった措置に関し、この決議の採択から百二十日以内に、安全保障理事会に対して報告することを要請する。

21　エリトリアの行動を検討すること、また、エリトリアによるこの決議の規定の遵守の状況にかんがみ、措置を調整（これらの措置の強化、修正又は解除を含む。）する用意があることを確認する。

22　事務総長に対し、エリトリアによるこの決議の規定の遵守の状況について、百八十日以内に報告することを要請する。

23　この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○外務省告示第七十三号

平成二十二年二月十日にキガリで、ルワンダ国営テレビ番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がルワンダ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ルワンダ国営テレビ番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四千六百十万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年五月三十一日まで

4　署名者

日本側　近藤茂在ルワンダ臨時代理大使

ルワンダ側　エジェン・ムニャカヤンザ外務協力省次官

平成二十二年二月二十四日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第七十四号

平成二十二年二月十一日にジブチで、初等・中等教員養成校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　初等・中等教員養成校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億六千七百万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年二月二十八日まで

4　署名者

日本側　能化正樹在ジブチ大使館大使

ジブチ側　マハムッド・アリ・ユスフ外務・国際協力大臣

平成二十二年二月二十四日

外務大臣　岡田　克也